

児童クラブ指導員の募集について

町では、児童クラブでの育成支援業務に従事する指導員を募集しています。

- 勤務内容 児童クラブでの育成支援業務
- 募集人員 1名
- 応募資格 性別及び資格は問いません。経験のある方歓迎します。
- 勤務先 石川児童クラブ
- 応募手続き ハローワークで発行する紹介状と履歴書を提出してください。

(1) 持参による申込み

保健福祉課 児童福祉係へご持参ください。

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

(昼休み(12時～13時)・土・日曜日、祝日を除く。)

(2) 郵送による申込み

〒963-7893

石川町字長久保 185-4 保健福祉課 児童福祉係 あて

※受付期間までに到達したものに限り受けとめます。なお、必要書類の到達を確認するため、必ず簡易書留で郵送してください。

◎応募できない方

地方公務員法第16条の規定に該当する方(次のいずれかに該当する人)

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

○選考方法 ※こちらから日時、場所等は連絡します

- 日時 : 随時
- 会場 : 石川町役場
- 内容 : 面接による選考

○雇用条件

勤務時間	平日 ●午後1時00分から最大午後7時00分まで（5～6時間勤務） 土曜日・学校休業日等 ●午前7時30分から最大午後7時00分まで（8時間勤務） ※シフト制（時間外勤務有）
勤務地	●963-7852 石川町字関根 165 番地 文教福祉複合施設内（旧石川小学校） 石川児童クラブ
勤務日	月曜日から土曜日（うち週5日を基本とし勤務所で定める日） ※シフト制
給料 手当	賃金（時給）900円/時 通勤手当（要件を満たす人に対し支給） 時間外勤務手当※学校休業日等8時間を超えて勤務した場合
休暇	年次有給休暇、特別休暇
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険に加入 ※雇用時間及び雇用期間により異なります

問い合わせ先 : 石川町 保健福祉課 児童福祉係
Tel 0247-26-0811 Fax 0247-26-4148